

ひとつの掛金で3つのメリット

商工貯蓄共済



県下商工会・鹿児島県商工会連合会

制度のあらましと特色

この制度は商工会の事業として国から認められた①貯蓄、②生命保険、③融資の三つを組合わせた商工会員(家族、従業員を含む)のための共済制度です。

家族・従業員および商工会関係者の福祉の向上や退職慰労金などの資金、お子様の就学・結婚準備資金など、あなたの生活と企業の安定をはかるためのものです。



など非常に有利な制度です。

制度のあらまし



国が認めた安心な制度

商工会の正規事業として認可され、より一層加入者本位の利益を追求した制度です。

認可事業として、国や県の指導と監督を得ている事業です。



継続貯蓄で自己資金の充実

毎月の掛金は1口2,000円からです。

毎月の掛金の中から年1回保険料と経費が差し引かれ、残りが貯蓄積立金となり、しらすしらすのうちに自己資金が蓄積され健全経営の道がひらかれます。



料率な集団保険で万一に備え

集団勤労保険により最も安い保険料で大きな保障が得られ、生活の安定につながります。また、万一の場合、保険金とそれまでに積み立てた積立金も一緒に支給されます。



蓄の実績で低利な融資

加入者の積立金が集まって大きな信用を生み、一定の条件のもとに容易で有利な融資斡旋が受けられます。



商工会組織の強化

会員と商工会のつながりを密接にし、商工会組織を強め、商工会活動も一層充実されます。



加入のご案内

1 ご加入できる方

- ・加入者：商工会の会員とその家族及び従業員。
- ・被保険者：商工会の会員とその家族・従業員で、年齢6歳～65歳までの健康な方。

2 期間・加入口数

期間は10年満期で、加入口数は被保険者1人につき合わせて30口までです。

3 掛金・経費・保険料

掛金は年齢に関係なく、1口当たり月額2,000円、経費は年額1,200円です。
保険料は保険料表のとおりです。

4 積立金及び利息

毎月の掛金から年1回保険料と経費が差引かれ、残りが貯蓄積立金になります。(2年目から金融機関の預入期間1年の定期預金と同率の利息がつきます。)

5 加入申込手続

加入者・被保険者自署、捺印の加入申込書が必要です。また、満15歳未満の方を被保険者とする場合、加入できる通算保険金が既契約も含め、1,000万円以内となりますので申込時にご確認が必要となります。

6 告知と診査

加入申込の際は告知書の記入が必要です。ただし、告知事項が事実と相違すると保険加入の拒否や保険金が支払われない場合があります。また、加入口数と年齢の関係で健康診断の結果表の提出や医師の診査が必要となることがあります。

7 保険契約の発効

加入を申し込み、保険会社が承諾した時(ただし診査扱い等の場合は診査が完了して承諾された時)契約の発効となります。(保険契約日は、加入申込日の翌月1日となります。)
保険の委託先：ジブラルタ生命保険㈱

8 生前給付特約の付加

追加保険料なしで生前給付特約が付加でき、被保険者が余命6ヵ月以内と診断された時に特約保険金を受取ることができます。

9 貯蓄積立金一部払出制度

加入後1年以上を経過し、掛金の延滞がなく、商工貯蓄共済融資制度を利用していない方は貯蓄積立金の範囲内で一部を払出することができます。(詳しくはご加入の商工会へお問い合わせ下さい。)

10 満期更新の特典

加入期間が満期になった時、被保険者が同一で前契約保険金の範囲内更新の場合には、病歴があっても告知なしで加入することができます。

11 解約返戻金

途中で解約される場合は、積立金から保険料、経費を差引いた残金を払い戻します。



融資のご案内

あっせんの対象者

6ヵ月以上正常に共済掛金を継続された方とします。

融資の手続き

融資あっせん申込書に必要事項を記入し、商工会へ提出してください。

資金の使途

運転資金・設備資金・生活資金

融資の条件

利用条件等により異なりますので商工会にお問い合わせください。

返済方法

月賦・分割を原則とします。(一括もできます。)

保証人

原則として法人については代表者のみ、個人事業主については不要とします。
ただし、金融機関が必要と認めた場合は保証人を1名以上お願いすることがあります。

保険金と診査区分

(診査基準表2016年)

保 険 金 と 診 査 区 分	モデル1		加 入 口 数			契約限度額	
	保険金	加入時年齢	10	20	30		
	1口 100万円	6~14歳	1~10				※1,000万円
		15~39歳	1~30				3,000万円
		40~45歳	1~12	13~30			
		46歳	1~12				
	1口 50万円	47~54歳	1~24		25~30	1,500万円	
1口 25万円	55~65歳	1~30			750万円		
診 査 区 分	モデル5		加 入 口 数			契約限度額	
	保険金	加入時年齢	10	20	30		
	1口 100万円	6~14歳	1~10				※1,000万円
		15~38歳	1~30				3,000万円
	1口 50万円	39歳	1~30				1,500万円
		40~45歳	1~24	25~30			
		46~48歳	1~24				
	1口 25万円	49~58歳	1~30			750万円	
1口 10万円	59~65歳	1~30			300万円		

告知書扱い 告知書扱いについては、5年以内に加入した告知書扱い契約を通算して上記の範囲内の場合に適用します。
(加入限度は、モデル1とモデル5を合わせて30口です。)

※申し込み時に被共済者の満年齢が15歳未満の場合は1,000万円が加入限度となります。(他の保険や共済とも通算します)

商工貯蓄共済の貯蓄積立金は、預託している金融機関が経営破綻に陥った場合、預金保険機構による預金者保護が図られますが、破綻金融機関の状況に応じて削減される場合があります。

掛金と損金のつながり

保険料等の経理処理は加入形態により次のようになります。

加 入 形 態			経 理 処 理	
加入者	被保険者	保険金受取人	保険料	事務経費
個人事業主	事業主	親 族	家事費	すべて 必要経費 (雑 費)
	専従者のみ	親 族	家事費	
	従業員・専従者	事業主	必要経費 (福利厚生費)	
	従業員	事業主	必要経費 (福利厚生費)	
	従業員	親 族	必要経費 (給料)	
法 人	役 員	法 人	損金計上 (福利厚生費)	すべて 損金計上 (雑 費)
	役員・従業員	法 人	損金計上 (福利厚生費)	
従業員等	従業員等	親 族	生命保険料控除対象	

満期を迎える
皆様へ



商工貯蓄共済 ご契約更新のご案内

ご契約更新のメリット

Point 1

現在の保障
内容が継続
できます!



Point 2

告知や診査等
は不要です!



Point 3

病気や入院中
の方でも更新
可能です!



更新とは、商工貯蓄共済の共済期間が満了したときに、健康状態に関係なく原則として、それまでの保険金額の範囲内で保障を継続できる制度のことです。

先進医療特約が追加され、さらに保障が充実しました



商工貯蓄共済



医療保障特約型

お申し込み、お問い合わせは地元の商工会へ



鹿児島県商工会連合会

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号
(鹿児島県産業会館6階)
TEL(099)226-3773

2021年1月作成